

## 1. はじめに

### 計画策定の目的

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓から「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。本市では、耐震改修促進法に基づき平成20年3月に「岡崎市建築物耐震改修促進計画（以下「現計画」という。）を策定し、耐震化に取り組んできました。

令和2年度末の現計画期間満了にあたり、国・県の新たな耐震化の目標等に合わせ本計画を新たに策定し、地震による建物被害と人命・財産の損失を未然に防ぐため、住宅・建築物の耐震化に更に取り組むことを目的とします。

今回の中間見直しは、計画策定から5年が経過し社会情勢の変化と国・県の動向等を踏まえ、計画内容及び耐震化進捗状況を検証し、計画期間末である令和12年度に向け必要な計画の内容を見直します。

## 2. 計画の基本的事項

**対象区域** 岡崎市全域

**計画期間** 令和3年度～令和12年度 **【令和7年度 中間見直し】**

**対象建築物** 全ての建築物 特に昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び特定既存耐震不適格建築物と耐震診断義務付け対象建築物

## 3. 令和7年度(中間見直し時点)における本市の耐震化の現状

### 住宅の耐震化の現状

現状までの耐震化率	H20	H27	R2	R7
計画目標	—	90%	95%	95%
実績値	79.7%	87.8%	91.3%	94.5%

### 建築物の耐震化の現状

建築物の区分		耐震性の不十分または不明な棟数 ( ) 内は耐震化率を示す			
		R2	R7	備考	
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物	残り61棟 (94.5%)	残り43棟 (96.1%)	18棟改善	
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	残り24棟 (71.4%)	残り18棟 (76.9%)	6棟改善	
	地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	残り4棟 (96.6%)	残り4棟 (96.6%)	変化なし	
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物	—	—	《耐震化完了》	
	要安全確認計画記載建築物	防災拠点建築物	—	—	《耐震化完了》
		緊急輸送道路沿道の通行障害建築物	残り1棟	残り1棟	変化なし

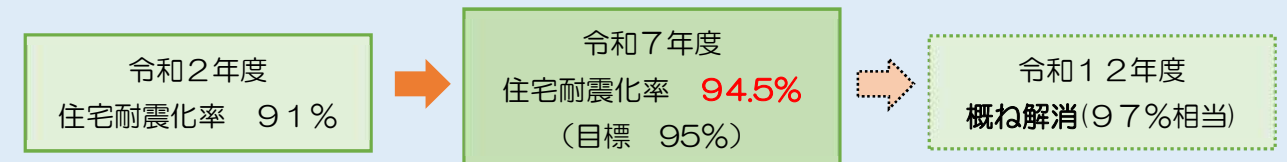
※特定既存耐震不適格建築物と耐震診断義務付け対象建築物に該当する市有建築物は全て耐震化完了。

## 4. 基本方針と目標

### 計画の方針

本市の方針	
住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R7年度：住宅の耐震化率 95% → 『94.5% 概ね達成』</li> <li>・R12年度：耐震性が不十分な住宅を概ね解消（97%相当）</li> </ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R7年度：耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を解消 → 『未達成 引き続き、解消へ向け対象建築物所有者等に対し啓発等を促進する』</li> <li>・R12年度：耐震性が不十分な特定既存耐震不適格建築物を概ね解消（97%相当）</li> </ul>

### 住宅の耐震化目標



### 建築物の耐震化目標

建築物の区分		耐震性の不十分または不明な棟数		
		R2	R7	R12
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物	残り61棟	R2の棟数 (89棟) を 1/2	R2の棟数 (89棟) を 1/4
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	残り24棟	「24棟改善したが未達成」	
	地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	残り4棟		
耐震診断義務付け対象建築物 (緊急輸送道路沿道の通行障害建築物)		残り1棟	《耐震化完了》 「未達成」	

## 5. 耐震化をさらに促進するための施策

施策	
住宅	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 岡崎市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる取組み → 重点啓発区域設定完了 引き続き区域内の耐震化の促進に取り組めます</li> <li>2. 分譲マンションの管理組合等への耐震化の周知啓発 → 個別訪問や耐震改修工事等補助制度の周知啓発に努めます</li> <li>3. 防災ベッド設置費補助制度の新規追加 → 補助制度創設完了 引き続き制度の周知啓発に努めます</li> <li>4. 耐震改修等に係る費用負担低減施策の展開（令和7年度追加） → 安価な耐震改修工法や精密診断法の普及・啓発に努めます</li> </ol>
建築物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定既存耐震不適格建築物所有者等への耐震化の周知啓発 → アンケート及び啓発チラシによる周知等、引き続き啓発に努めます</li> <li>2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震改修工事費等の補助制度の創設 → 未設置のため、引き続き創設を目指します</li> <li>3. 耐震診断義務付け対象建築物所有者に対する耐震化の周知啓発 → 継続的な指導・助言の実施を行っていきます</li> </ol>